

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
（第一面）

計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

設計者氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項（同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
（第一面）

計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

設計者氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(第五面)

【非住宅部分に関する事項】

(略)

【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)

無

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(略)

(第五面)

【非住宅部分に関する事項】

(略)

【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 有 無

竣工年月日 年 月 日 竣工

無

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(略)

(第六面)

【住宅部分に関する事項】

(略)	
【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】	
<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの)	
<input type="checkbox"/> 無	
【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】	
<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)	
<input type="checkbox"/> 無	
【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(1)の基準	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(1)(ii)の基準	
住棟単位外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率	W/(m ² ・K) (基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(1)の基準	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準	
住棟単位外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率	W/(m ² ・K) (基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
【略】	
【略】	

(第六面)

【住宅部分に関する事項】

(略)	
【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
認定を受けた所管行政庁の名称 ()	
【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
竣工年月日 年 月 日 竣工	
【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】	
(略)	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する仕様基準	GJ/年
共用部分の基準一次エネルギー消費量 ()	GJ/年
共用部分の設計一次エネルギー消費量 ()	GJ/年
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
【略】	

(第七面)

〔住戸に関する事項〕

(略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準
 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()
 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. . 2. (略)

(第七面)

〔住戸に関する事項〕

(略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】
 1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()
 基準対象外
 2. 一次エネルギー消費量に関する事項
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
 一次エネルギー消費量に関する仕様基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(別紙) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関する仕様基準を用いる場合

1. . 2. (略)

(注意)

1. ～5. (略)
6. 第五面関係
①～④ (略)
- ⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、いずれが該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
- ⑥ 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除いたものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
7. 第六面関係
①～③ (略)
- ④ 【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれが該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑤ (略)
- ⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 又は(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (3) 「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅部分全体での数値を記載してください。
 - (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除いたものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑦ (略)
8. 第七面関係
①・② (略)
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 又は(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除いたものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ (略)
9. (略)

(注意)

1. ～5. (略)
6. 第五面関係
①～④ (略)
- ⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、「基準省令第1条第1項第1号イの基準」、「基準省令第1条第1号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
- ⑥ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄において、「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除いたものをいいます。
7. 第六面関係
①～③ (略)
- ④ 【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物が「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難」であると認定を受けた所管行政庁の名称を記載してください。
- ⑤ (略)
- ⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) 「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅部分全体での数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載し、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。
 - (2) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ⅰ) BEI 設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除いたものをいいます。
 - ⅱ) 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
- ⑦ (略)
8. 第七面関係
①・② (略)
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) ⅰ. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」及び「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (2) 「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」については、「基準一次エネルギー消費量」、「設

計一次エネルギー消費量」及び「BEI」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(3)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- i) BEI 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除いたものをいいます。
- ii) 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
- iii) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
- iv) 基準対象外 基準省令附則第4条第1項の規定の適用を受ける場合をいいます。

④ (略)
9. (略)

様式第二（第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
（第一面）

変更計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

設計者氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項（同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 年 月 日

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

建築物全体

建築物の一部（非住宅部分）

建築物の一部（住宅部分）

【計画変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		適合判定通知書番号欄		決裁欄	
年	月	日	年	月	日
第	号	第	号		
係員印			係員印		

（注意）

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

様式第二（第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
（第一面）

変更計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

設計者氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 年 月 日

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

建築物全体

建築物の一部（非住宅部分）

建築物の一部（住宅部分）

【計画変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄		適合判定通知書番号欄		決裁欄	
年	月	日	年	月	日
第	号	第	号		
係員印			係員印		

（注意）

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

様式第九 (第五条第二項関係) (日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項において
読み替えて適用する同法第12条第4項の規定による期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の原因により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日
 2. 建築場所
- (理由)
(延長する期間)
(備考)

様式第九 (第五条第二項関係) (日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第4項の規定による期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の原因により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により読み替えて適用される同法第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日
 2. 建築場所
- (理由)
(延長する期間)
(備考)

様式第十 (第五条第三項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 2 項において
読み替えて適用する同法第 12 条第 5 項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 15 条第 2 項において読み替えて適用する同法第 12 条第 5 項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をすることができま す (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなりま す)。また、この通知を受けた日 (当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に を被告として (訴訟において を代表する者はとなりま す。)、処分の取消しの訴えを提起することができま す (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま す。)。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所

(理由)
(備考)

様式第十 (第五条第三項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 2 項の規定により
読み替えて適用される同法第 12 条第 5 項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 15 条第 2 項の規定により読み替えられる同法第 12 条第 5 項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をすることができま す (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなりま す)。また、この通知を受けた日 (当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に を被告として (訴訟において を代表する者はとなりま す。)、処分の取消しの訴えを提起することができま す (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま す。)。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所

(理由)
(備考)

様式第十一（第七条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
（第一面）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定による計画通知書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項（同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

様式第十一（第七条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
（第一面）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定による計画通知書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

様式第十二 (第七条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 13 条第 3 項の規定による計画変更通知書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 年 月 日 号

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 13 条第 3 項 (同法第 15 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。) の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

建築物全体

建築物の一部 (非住宅部分)

建築物の一部 (住宅部分)

【計画変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄		適合判定通知書番号欄		決裁欄	
年	月	日	年	月	日
第	号	第	号		
係員印		係員印			

(注意)

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

様式第十二 (第七条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 13 条第 3 項の規定による計画変更通知書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 年 月 日 号

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 13 条第 3 項 (同法第 15 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

建築物全体

建築物の一部 (非住宅部分)

建築物の一部 (住宅部分)

【計画変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄		適合判定通知書番号欄		決裁欄	
年	月	日	年	月	日
第	号	第	号		
係員印		係員印			

(注意)

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

様式第十九 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 2 項において
読み替えて適用する同法第 13 条第 5 項の規定による期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 2 項において読み替えて適用する同法第 13 条第 4 項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第 5 項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第十九 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 2 項の規定により
読み替えて適用される同法第 13 条第 5 項の規定による期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 13 条第 4 項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第 5 項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第二十 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 2 項において読み替えて適用する同法第 13 条第 6 項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 15 条第 2 項において読み替えて適用する同法第 13 条第 6 項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日 付 第 号
2. 建築場所

(理由)
(備考)

様式第二十 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 13 条第 6 項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 15 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 13 条第 6 項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日 付 第 号
2. 建築場所

(理由)
(備考)

様式第二十一（第十条関係）（日本産業規格A列7番）
（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条（略）

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十一（第十条関係）（日本産業規格A列7番）
（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条（略）

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第3条第2項前段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出
- 法附則第3条第2項前段の規定による届出
- 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段又は同法附則第3条第2項前段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
- 法附則第3条第2項前段の規定による届出

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

【建築物に関する事項】

【略】

【6. 建築物の用途】

非住宅建築物 一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物

【略】

【11. 法附則第3条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)
 無

【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】

有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの)
 無

【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)
 無

【略】

【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/($\text{cm}^2 \cdot \text{K}$) (基準値)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)イの基準

外皮平均熱貫流率 W/($\text{cm}^2 \cdot \text{K}$) (基準値)

冷房期の平均日射熱取得率 W/($\text{cm}^2 \cdot \text{K}$) (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

【建築物に関する事項】

【略】

【6. 建築物の用途】

非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物

【略】

【11. 法附則第3条の適用の有無】

有 無
竣工年月日 年 月 日 竣工

【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】

有 無
認定を受けた所管行政庁の名称 ()

【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】

有 無
竣工年月日 年 月 日 竣工

【略】

【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失に関する事項

外皮平均熱貫流率 W/($\text{cm}^2 \cdot \text{K}$) (基準値)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

()

基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

()

(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

一次エネルギー消費量に関する仕様基準

共用部分の基準一次エネルギー消費量 ()

共用部分の設計一次エネルギー消費量 ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

()

(3) 複合建築物

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ②の基準
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ③の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【ハ、共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ①(1)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ①(2)の基準
 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ②(2)の基準
 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ③の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

基準省令第1条第1項の規定による適用除外
 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ①(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ②の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ③の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【ニ、複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準
 (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第1条第1項第1号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
 BEI ()
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 (住宅部分)

設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
 (略)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第2号イ(2)(i)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

BEI ()

基準省令第1条第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第2号イ(2)(i)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(略)

(第四面)

【住宅に関する事項】

(略)

【4. 住宅のエネルギー消費性能】

- (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
- 基準省令第1条第2号イ(1)(イ)の基準
外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値) $W/(m^2 \cdot K)$
 - 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 - 基準省令第1条第2号イ(2)(イ)の基準
外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値) $W/(m^2 \cdot K)$
 - 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 - 基準省令第1条第2号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
 - 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 ()
 - (一次エネルギー消費量に関する事項)
 - 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年 ()
 - 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 ()
 - BEI ()
 - 基準省令第1条第2号ロ(2)の基準
BEI ()
 - 基準省令第1条第2号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1.・2. (略)

□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(略)

(第四面)

【住宅に関する事項】

(略)

【4. 住宅のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
- 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値) $W/(m^2 \cdot K)$
 - 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 - 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準 ()
 - 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
- 基準対象外 ()
2. 一次エネルギー消費量に関する事項
- 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 ()
 - 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 ()
 - BEI ()
 - 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 ()
 - 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(別紙) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関する仕様基準を用いる場合

1.・2. (略)

(注意)

1. ～3. (略)
4. 第三面関係
- ①～⑤ (略)
- ⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑦ (略)
- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
- (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び「一次エネルギー消費量に関する事項」のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(イ)又は同号イ(1)(ロ)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体(複合建築物の場合は住宅部分全体)での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(ロ)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ (略)
5. 第四面関係
- ①・② (略)
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び「一次エネルギー消費量に関する事項」のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(イ)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(ロ)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ (略)
6. (略)

(注意)

1. ～3. (略)
4. 第三面関係
- ①～⑤ (略)
- ⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物が「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難」であると認定を受けた所管行政庁の名称を記載してください。
- ⑦ (略)
- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) については、以下の内容に従って記載してください。
- (1) 届出に係る建築物が一戸建ての住宅の場合のみ記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (3) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
- 1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
- 2) 基準対象外 基準省令附則第4条第1項の規定の適用を受ける場合をいいます。
2. 一次エネルギー消費量に関する事項) については、以下の内容に従って記載してください。
- (1) 届出に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は、「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。届出に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。届出に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号ロの基準による場合は、複合建築物全体について「(3) 複合建築物」に記載してください。
- (2) 「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第1条第1項第1号イの基準」、「基準省令第1条第1号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。共

同住宅等又は複合建築物の住宅部分について「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。

(4)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- i) B E I 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除いたものをいいます。
- ii) 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

③ (略)

5. 第四面関係

①・② (略)

② 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄に用いる用語の意義は、4. 第三面関係の注意③のとおりとします。

「(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェンクボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

「(2) 一次エネルギー消費量に関する事項」は「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェンクボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

④ (略)

6. (略)

様式第二十三 (第十二条第三項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(第一面)

変更届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 1 項後段(同条第 4 項において読み替えて適用する場合を含む。)又は同法附則第 3 条第 2 項後段(同条第 5 項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第 19 条第 1 項後段の規定による届出
- 法第 19 条第 4 項において読み替えて適用する同条第 1 項後段の規定による届出
- 法附則第 3 条第 2 項後段の規定による届出
- 法附則第 3 条第 5 項において読み替えて適用する同条第 3 条第 2 項後段の規定による届出

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号

【届出日】 年 月 日

【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

様式第二十三 (第十二条第二項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(第一面)

変更届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 1 項後段又は同法附則第 3 条第 2 項後段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第 19 条第 1 項後段の規定による届出
- 法附則第 3 条第 2 項後段の規定による届出

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号

【届出日】 年 月 日

【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

様式第二十四 (第十四条第一項及び附則第二条第四項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

通知書

年 月 日

所管行政庁 殿

第 年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 20 条第 2 項前段又は同法附則第 3 条第 8 項前段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

- 法第 20 条第 2 項前段の規定による通知
- 法附則第 3 条第 8 項前段の規定による通知

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

様式第二十四 (第十四条及び附則第二条第三項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

通知書

年 月 日

所管行政庁 殿

第 年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 20 条第 2 項前段又は同法附則第 3 条第 7 項前段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

- 法第 20 条第 2 項前段の規定による通知
- 法附則第 3 条第 7 項前段の規定による通知

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

様式第二十五 (第十四条第一項及び附則第二条第四項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(第一面)

変更通知書

所管行政庁 殿 年 月 日 第 年 月 日 号

通知者官職 印
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 20 条第 2 項後段又は同法附則第 3 条第 8 項後段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

- 法律第 20 条第 2 項後段の規定による通知
 法附則第 3 条第 8 項後段の規定による通知

【変更の通知をする建築物の直前の通知】

【受付番号】 第 号
【通知日】 年 月 日
【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日 第 号		
係員印		

様式第二十五 (第十四条及び附則第二条第三項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(第一面)

変更通知書

所管行政庁 殿 年 月 日 第 年 月 日 号

通知者官職 印
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 20 条第 2 項後段又は同法附則第 3 条第 7 項後段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

- 法律第 20 条第 2 項後段の規定による通知
 法附則第 3 条第 7 項後段の規定による通知

【変更の通知をする建築物の直前の通知】

【受付番号】 第 号
【通知日】 年 月 日
【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日 第 号		
係員印		